

## 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書

平成13年4月に施行されたこの法律は10年間の時限立法であったが、原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、平成23年4月から10年間延長されたところである。

これまで県では、この法律に基づき国において決定された振興計画の事業の推進に取り組んできたところであるが、厳しい財政状況等から、法定期限内の事業完了は困難な状況である。

また、福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電施設自体の安全対策に加え、原子力災害を想定した広域避難などの防災対策を推進することが重要であり、安全安心な生活環境の整備が強く求められている。

特に、全国で唯一県庁所在地に原発が立地する本県においては、今後も引き続き、この法律の特別措置を活用して、避難や物資輸送等のための道路整備などの事業の進捗を図る必要がある。

国では、平成30年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、原子力発電を「運転コストが低廉で温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけ、立地自治体との信頼関係構築にあたっては、「立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとする」とされている。

よって、国におかれては、法律の期限延長について措置するとともに、原子力発電施設等立地地域の指定にあたっては、市町村合併等を考慮した地域の実情に応じ弾力的な運用を図るとともに、補助率の嵩上げ率の引き上げや特例措置の適用対象事業の拡大など、地域の特色に合った地域振興が図られるよう必要な措置を講ぜられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月19日

島根県議会

## 地方の情報インフラ整備の充実を求める意見書

政府は現在、地方創生の取り組みを進めているところであるが、今回の新型コロナウイルスの流行で、東京一極集中が如何に危うい国家の姿であるということが、浮き彫りになった。

昨今、自然災害が頻発する我が国においては、将来のためにも、地方へのリスク分散は論を待たないところである。しかし、様々なインフラ整備は東京を拠点に継続的に生み出されおり、日本国内の東京一極集中の流れは、全く歯止めがかからない。

このままでは、進化の著しい情報インフラに関しては、財政力の豊かな地域だけその整備が進み、財政力の乏しい地方は取り残されたままである。

情報インフラの整備には多額の費用が必要とされる。このため財政力に恵まれた人口密集地域では利益が見込める民間主導による整備が進む一方、財政の厳しい離島・中山間地域においては、その整備はままならない状況にあり、たとえ端末を配備されたとしても環境が整わず「リモート教育が行えない」「リモート診療が出来ない」「テレワークが出来ない」等の声も多く聞かれるところである。

情報インフラは、教育、医療、企業活動にとって不可欠であり、これからの地方創生に欠かせないナショナルミニマムである。そして、コロナ後の東京一極集中を是正するためにも、最低限必要な整備は、国家論の中に明確に位置付け、国が責任をもって整備すべきである。

よって、こうした現状を十分認識し、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

- 1 遅れている地方の情報インフラ整備については、地方に任せるのではなく、今後の我が国のナショナルミニマムとして、国の責任において、光ファイバ網など最低限の整備を早急に進めるとともに、地方の負担軽減を図ること。
- 2 今後の社会の重要な基幹インフラとなる5Gについては、条件不利地域を多く抱える地方においても、都市部に遅れることのないよう、国の責任において、財政支援も含めた計画を示し整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月19日

島根県議会

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、人口減少を食い止める為の地方創生計画の実現に向けて、医療・介護・福祉など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、より複雑化した行政需要への対応が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害対応、防災・減災事業の実施など、喫緊の課題にも直面している。政府は、地方の一般財源総額について「2021年度まで2018年度と実質的に同水準を確保する」とされているが、増え続ける社会保障費をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策など新たな財政需要に対応するためには、その都度的確に判断し、必要な財源の確保が図られる必要がある。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、財源の確保がなされるよう、次の項目について実現を求める。

## 記

1. 社会保障、感染症対策、防災・減災対策、環境対策、地域交通対策、地方創生・人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染症対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や収束後の経済対策など、自治体における財政需要を把握し、2021年度予算におい

ても、国 の責任において十分な財源を確保すること。

3. 先進的な自治体が達成した経費水準を地方交付税に反映する「トップランナー方式」は、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える地方自治体では、構造的に行政 コストが高く非常に不利であるなど、客観・公平・中立であるべき地方交付税制度 の根幹を揺るがしかねないものであり、廃止・縮小を含め、見直しを行うこと。
4. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、森林資源の多い 地方自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
5. 地方税の偏在是正のため、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図 るなど、抜本的な対策を講じること。また、地方交付税の原資の確保については、 地方の財政需要に応じて、地方交付税法定率の引き上げにより確保するべきであり、 臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月25日

島根県議会

### 令和2年度島根地域別最低賃金改定等についての意見書

わが国は、有期・短時間・契約・派遣などで働く者が雇用者全体の4割（総務省調査）、障がい者雇用者は民間企業で過去最高を更新し56.6万人（2019年厚労省調査）、外国人労働者は前年同期比で13.6%増加して166万人（2019年厚労省調査）に上る等、働く者の多様化が進んでいますが、その多くが最低賃金近傍の非正規労働者です。

また、この度の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、非正規労働者が雇止めにあうなど、改めて不安定な労働環境であることが明らかになっており、今後の経済状況の悪化による雇用・賃金に与える影響も甚大なものがあると思われまます。

地域別最低賃金の引き上げ額(全国加重平均)は2019年審議の結果27円となり、16年ぶりに最高額と最低額の差が1円格差を縮める結果となりましたが、依然として島根県と東京都を中心とした中央との格差は大きなものがあります。

島根県の最低賃金は790円となりましたが、適正水準とは言い難い金額であり、島根県内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えません。これ以上、都市部との賃金水準格差が広がれば、若者の県内定住は望めず、人口減少に歯止めをかけることが出来ないと考えます。よって、下記の事項について強く要望します。

### 記

- 1 国においては、令和2年度地域別最低賃金の改定にあたって、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、また、中央水準など、当該県の実体経済、生活環境などを踏まえた適正な水準への引き上げに向けた改定を図るべく指導・助言を行うこと。
- 2 国においては、未組織労働者やパートタイム労働者等にも十分配慮し、当該地域別最低賃金について適正な審議を行うとともに、その審議結果に基づいた当制度の周知徹底を図ること。
- 3 国においては、適正な最低賃金の改定にあわせ、中小企業、小規模事業者に対する助成の拡充を早期に行

うこと。

4 国においては、地方の中小・小規模事業者が 賃金引き上げによる労務 費増加分を製品価格に反映できるよ  
う対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月25日

島根県議会